

新 市 建 設 計 画

五 泉 市 ・ 村 松 町

平成 27 年 7 月変更 五 泉 市

目 次

I 序 論

1. 合併の必要性

(1) 歴史的経緯	1
(2) 地方分権の推進を踏まえた行財政基盤の強化	2
(3) 少子高齢化の進行	3
(4) 悪化する財政状況	3

2. 合併の効果

(1) 広域的なまちづくりの実現	5
(2) 行財政運営の効率化と基盤の強化	5
(3) 住民サービスの向上	5
(4) 地域のイメージアップ	6

3. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨	6
(2) 計画の期間	6

II 新市の概況

(1) 位置と地勢	7
(2) 気候	7
(3) 面積	8
(4) 人口と世帯数	9
(5) 産業	11

III 新市将来構想

1. 将来都市像	12
2. 基本目標	12
3. 地域別整備方針	14

IV 基本目標に基づく基本計画

1. 思いやりと健康を大切にするまち

(1) 健康増進・介護予防の推進	16
(2) 子育て支援の充実	16
(3) 地域福祉の推進	17
(4) 障がい者施策の推進	17
(5) 具体的施策	18

2. 安心して快適な生活が送れるまち

(1) 道路・交通網の整備促進	19
-----------------------	----

(2) I T活用による市民サービスの高度化	1 9
(3) 安全な水の供給	2 0
(4) 救急体制や消防・防災活動の強化	2 0
(5) 住宅建設の促進	2 1
(6) 具体的施策	2 2
3. 豊かな人間性をはぐくむまち	
(1) 地域資源や特性を生かした教育環境の整備	2 3
(2) 生涯学習・スポーツ施設の整備充実の促進	2 3
(3) 国際交流の推進	2 4
(4) 男女平等社会の推進	2 4
(5) 具体的施策	2 5
4. 自然と共に歩むまち	
(1) 自然環境の保全・活用	2 6
(2) 下水道整備の推進	2 6
(3) 地域資源循環型社会の形成	2 6
(4) 具体的施策	2 7
5. 地域の産業を活性化し、働く場を創出する元気なまち	
(1) 地域産業の活性化・高度化支援	2 8
(2) 新たな産業の振興	2 8
(3) 雇用政策の推進	2 9
(4) 具体的施策	2 9
6. 市民参加による信頼のまち	
(1) 市民と行政の協働	3 0
(2) 具体的施策	3 0
V 新市における県事業の推進	
1. 事業の推進	3 1
VI 公共施設の適正配置と整備	3 2
VII 財政計画	3 3

I 序 論

1. 合併の必要性

(1) 歴史的経緯

地理的に一体的な地域を形成している五泉市と村松町は、大正時代に開通し、両市町間の交流に重要な役割を果たした蒲原鉄道を中心に古くから結びつきの深い地域です。さらに肥沃な大地と豊富で良質な水など豊かな自然の恵みを活かした農林業や、経済の中心的役割を果たしてきた歴史と伝統のある繊維産業など、共通した基幹産業を持つ両市町は、様々な場面で活発な交流を行ってきました。

古くから中蒲原郡南部郷と呼ばれるこの地域では、昭和28年10月1日に町村合併促進法が施行された際に、新潟県から合併構想試案の第1案として、五泉郷・村松郷を一丸とした南部郷（五泉町・村松町・橋田村・菅名村・大蒲原村・七谷村・十全村・川内村・川東村・巢本村）二町八村の合併案が示されました。

しかし、関係町村において具体的な話し合いや、住民に対する積極的な行動はなく、実現には至りませんでした。

その後、五泉市は、昭和29年11月に中蒲原郡五泉町・川東村・橋田村・巢本村が合併し市制を施行し、さらに東蒲原郡下条村や中蒲原郡菅名村・新関村などの一部区域を編入しました。

また、村松町は、昭和30年3月に中蒲原郡村松町・川内村・十全村・大蒲原村と菅名村の一部が合併し、現在の村松町が誕生しました。

昭和の大合併が行われた後は、経済の発展に伴って交通網の整備が進み、産業・生活・文化のそれぞれの分野において、より一層の交流が図られるようになりました。

そして、日常生活の交流のほかにも、両市町の関わりは深く、斎場や介護認定審査は共同運営を行っており、し尿・ごみ処理については、両市町に阿賀野市（旧安田町分）や東蒲原郡4町村（不燃物のみ）を加え一部事務組合を構成し、事業を行うなど行政運営の面でも密接な関係にあります。

このような背景のもと、五泉市と村松町は、将来にわたり住民に安定した行政サービスを提供するとともに、時代に即した変革を自治体自らが遂げるために一つの選択肢として合併を捉え、平成15年1月に任意合併協議会を設置し、本格的な合併協議を開始しました。

（２）地方分権の推進を踏まえた行財政基盤の強化

明治以来続いてきた中央集権型行政システムでは、めまぐるしい社会情勢の変化や地域特有の多様な行政需要、さらには少子高齢化などの新たな課題に対し、的確に対応することが困難となってきました。そこで、従来のシステムを改め、地域社会の多様な個性を尊重する総合的な行政システムを実現するため、行政の権限をできる限り地方自治体に委譲する地方分権が行われてきています。

地方分権が具体化する中で、住民に最も近い地方自治体である市町村においては、地方分権のメリットを最大限に活かし、地域固有の諸課題や多様化する住民ニーズに適切に対応していく必要があります。

そのためには、組織体制の効率化などによる財政基盤の強化と行政能力の一層の向上が重要になってきます。

（３）少子高齢化の進行

急激に進行する少子高齢化は、両市町においても例外ではなく、人口の減少と高齢者の増加により、６５歳以上の老年人口比率が上昇しており、平成１２年には両市町を合わせた老年人口比率は２２．７％でしたが、平成１７年には２５．４％（※１）、その１０年後の平成２７年には３０．８％（※１）となることが予測され、最も重要な行政課題となってくるものと考えられます。

高齢化の進展に伴って、福祉・保健・医療の分野では今まで以上のきめ細かなサービスの提供が必要になり、財政需要はさらに増大していくものと考えられます。一方で少子化の進行は、地域の担い手が減少し、まちの活力が衰退するとともに、税収の減少にもつながり、深刻な財政問題を招きます。

こうした課題に対応するためには、合併によるスケールメリットを活かした組織体制づくりと効率的な財政運営を図り、行政のスリム化と財政基盤を強化する必要があります。

※１ 数値は、平成７年・平成１２年の国勢調査の数値をもとに「コーホート変化率法」により推計

（４）悪化する財政状況

国・地方とも長引く経済不況により税収が急激に落ち込み、財政状況は極めて厳しい状況にあります。さらに、高齢化による福祉などの財政需要が増大するなか、少子化による担い手の減少によって、その状況は一段と厳しくなるものと考えられます。

両市町においても、地場産業の不振などから税収は年々減少していますが、その一方で高齢化率は上昇し続け、福祉・保健・医療の分野では財政需要が増加傾向にあります。

また、両市町の歳入の３割以上を占める地方交付税も、国の三位一体改革に

より、将来的に減少していくことが予想されます。

このように、厳しい財政運営が迫られる中で、住民サービスを維持しながら新たな行政課題に対処していくためには、スケールメリットを活かし、効率的な行政運営と財政基盤の強化を図る必要があります。

2. 合併の効果

(1) 広域的なまちづくりの実現

合併し、行政エリアが拡大することで、今までより広域的な視点に立ったまちづくりが可能になります。

具体的には、両市町にまたがる道路を一体的に整備したり、公共施設の設置についても、地域性や既存施設の設置状況などに考慮しながら、バランス良く配置をすることで利便性はさらに高くなります。

(2) 行財政運営の効率化と基盤の強化

両市町が合併することで財政規模は拡大し、スケールメリットを活かすことができます。同時に、三役・議員数の減少と管理部門を中心とした組織体制の合理化によって人件費などの経費を削減することができます。

削減された経費は、住民サービスの維持・向上はもちろんのこと、今まで単独の市・町ではできなかった大規模事業や地域固有の問題に対処するための事業などに振り向けることができます。

(3) 住民サービスの向上

両市町の庁舎を有効活用し、どちらの庁舎でも各種証明の発行などの窓口サービスを受けることができるようになります。また、体育施設などの公共施設の利用区域が拡大されることによって、住民の利便性はより一層向上します。

ほかにも、自治体の規模拡大によって、国際化・情報化など時代の流れとともに刻々と変化する課題に対し、専門的な組織や職員を置くことができ、時代に即した施策の展開や課題に対する迅速で的確な対応が可能になります。

(4) 地域のイメージアップ

両市町の合併によって人口規模が拡大します。また、一体的で効率的な都市基盤整備が行われ、住民の利便性は向上します。さらに、行政能力もレベルアップし、多様化・高度化する行政課題にも対応することが可能になります。

このように、より大きな都市の誕生と規模に見合った都市機能や行政能力を有することが、地域での存在感とイメージアップにつながります。また、地場産業の活性化や新たな企業の進出、それに伴う若者の定着なども期待することができます。こうして地域の活力が維持・向上されることによって税収の増加も見込まれ、さらなる発展が望めます。

3. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく市町村建設計画であり、新市の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上を図ることを目的とします。

なお、新市の進むべき方向について、より具体的な内容については、新市において作成する基本構想、基本計画及び実施計画に委ねるものとします。

(2) 計画の期間

この計画における基本計画は、平成18年度から平成32年度までの15カ年を計画期間とします。

財政計画は、計画的な財政運営を図る指針として平成18年度から平成37年度までの20年間とします。

Ⅱ 新市の概況

(1) 位置と地勢

新市は、新潟県の中央東側、県庁所在地の新潟市から南東約30kmに位置し、東は東蒲原郡三川村・上川村、西は加茂市・中蒲原郡小須戸町・南蒲原郡田上町、南は南蒲原郡下田村、北は新津市・阿賀野市に接しています。

新市は、阿賀野川・早出川流域に扇形に開けた平坦な地形に4,800ha余りの水田が広がり、この穀倉地帯を山岳や丘陵地が東西南の三方に取り囲んでいます。また、清流早出川が新市の中央を流れ、南部の山岳地帯は奥早出・粟・守門県立自然公園に指定されるなど、豊かな自然の恵みを受ける地域です。

(2) 気候

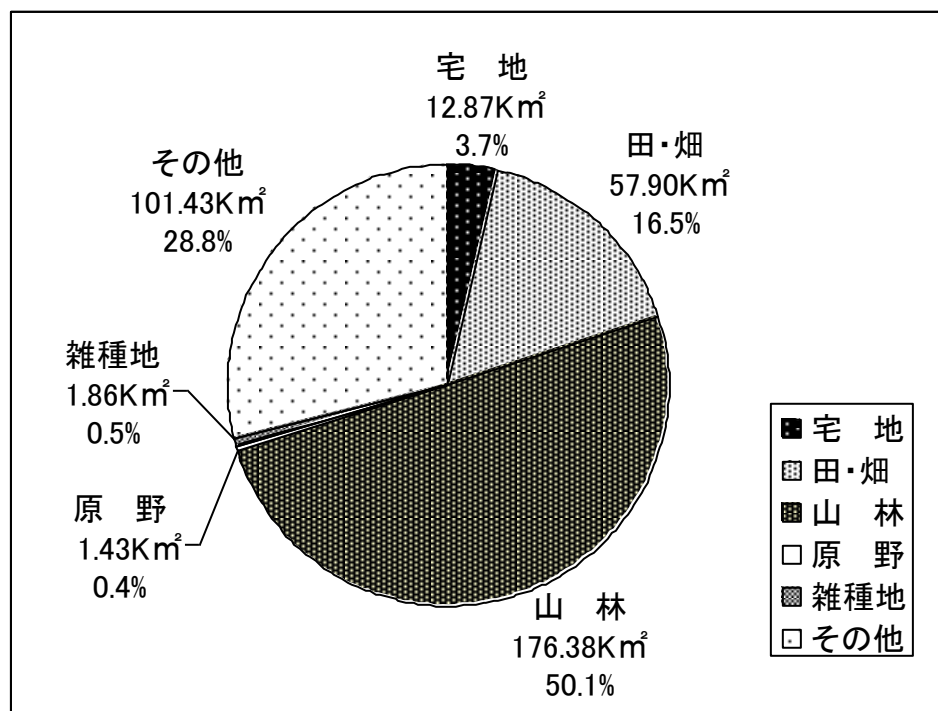
この地域の気候は、冬季と夏季の温度差が大きい内陸的気候で、四季の移り変わりがはっきりとしています。

特徴的に挙げられることは、新市の南部（村松地域）が特別豪雪地域に指定されています。この地域では山沿いを中心に毎年多くの降雪があり、住民の生活に少なからず影響をもたらしています。また、東部では時折「だしの風」という東側からの強風が吹き抜け、農作物に被害をもたらすこともあります。

(3) 面積

新市は、東西に約 23 km、南北に約 30 km、総面積は 351.87 km² となります。

グラフ 1 地目別面積構成比



※ その他は、国有地、河川、道路等

※ 数値は五泉市・村松町の平成16年度分概要調書の数値の合算

(4) 人口と世帯数

平成12年の国勢調査による両市町の総人口は58,820人で、昭和60年の62,781人をピークに減少傾向にあります。

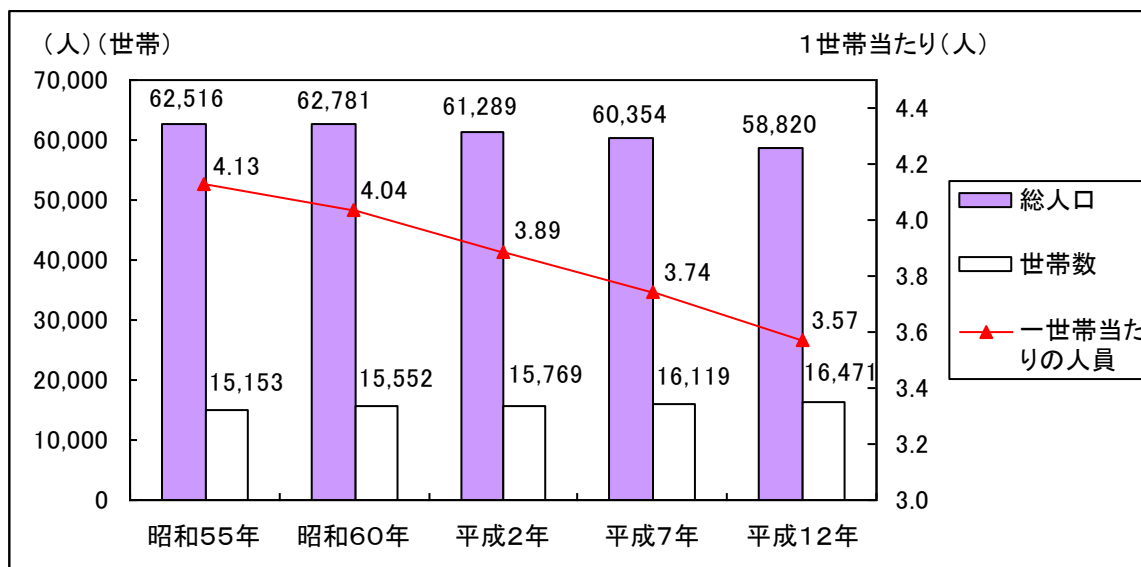
減少者数も、昭和55年から平成2年までの10年間で1,227人であったことに比べ、平成2年からの10年間は2,469人と2倍になっています。

世帯数は、昭和55年が15,153世帯でしたが、平成12年には16,471世帯となり、この20年間で1.08倍の伸びを示しています。対照的に、1世帯当たりの人員は、昭和55年が4.13人でしたが、平成12年には3.57人と大きく減少しており、核家族化が進行していることがうかがえます。

年齢層別の人口をみると、14歳以下の年少人口と15歳から64歳の生産年齢人口がともに減少しています。なかでも年少人口の減少は著しく、昭和55年から平成12年までの20年間に約6,100人が減少しています。その一方、65歳以上の老年人口は昭和55年からの20年間で約2倍に増加しています。

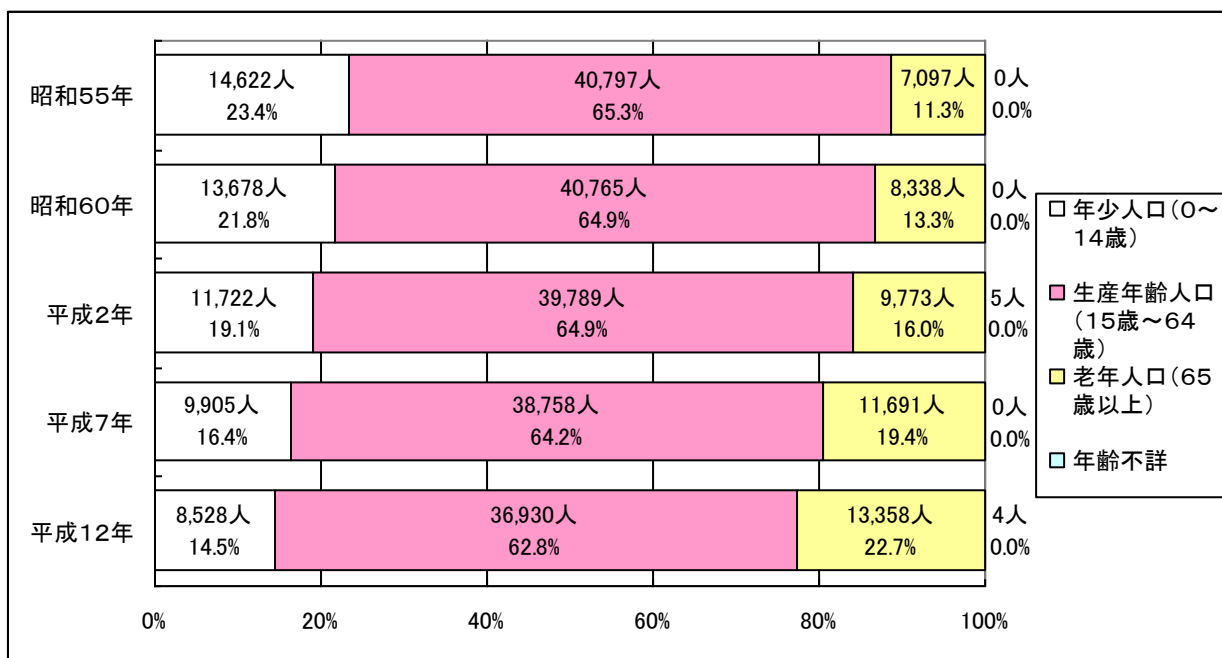
これらの推移は、新市において少子高齢化への対応が大きな課題になることを顕著に表しています。

グラフ2 人口と世帯数の推移



※ 数値は五泉市・村松町の各年の国勢調査による数値の合算

グラフ3 年齢層別人口推移



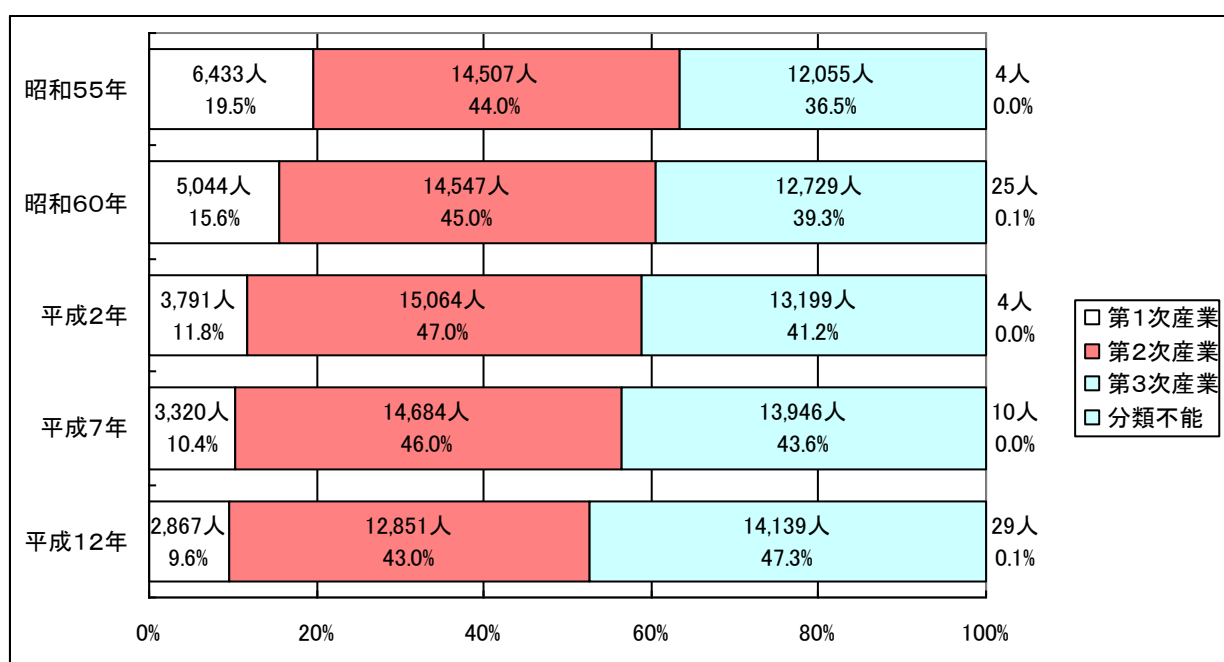
※ 数値は五泉市・村松町の各年の国勢調査による数値の合算

(5) 産業

就業人口の構成を見ると、第1次産業では就業者の大多数を占める農業従事者が減少の一途をたどり、また、第2次産業においても繊維産業などの製造業が低迷していることを受け、就業者数が減ってきています。

その一方で、第3次産業就業者数はサービス業従事者の増加により年々増え続け、平成12年の国勢調査では全体の半数近くとなっています。

グラフ4 産業別就業者人口推移



※ 数値は五泉市・村松町の各年の国勢調査による数値の合算

Ⅲ 新 市 将 来 構 想

1. 将来都市像

将来像のキャッチフレーズ

『 人と自然が織りなす 創造都市 五泉市 』

ともに支え合い、安心して暮らせる住みやすいまち

人が育ち、憩いと潤いのある自然と共生するまち

21世紀に躍動する賑わいのあるまち

2. 基 本 目 標

ともに支え合い、安心して暮らせる住みやすいまち

(1) 思いやりと健康を大切にするまち

少子・高齢化社会にあっては、子どもからお年寄りまで、いきいきと安心して暮らせる環境づくりが重要となります。

このため、保健・医療・福祉サービスの充実・強化を図り、市民自らが支え合い、思いやりをもってともに生活できるまちづくりを進めます。

また、市民と行政、民間団体等が協力して、より積極的に健康づくりを推進します。

(2) 安心して快適な生活が送れるまち

人々が住み続けたいくなるまちにするには、安心でき、快適な居住環境づくりが重要です。

そのためには、歩道を含めた道路整備やバスサービス体制の充実を図るとともに、救急体制の充実・強化を進めます。

また、自然災害に強く、より安全なまちづくりのために、水道施設の整備に努め、

消防・防災活動を強化します。

人が育ち、憩いと潤いのある自然と共生するまち

(1) 豊かな人間性をはぐくむまち

教育・文化環境の整備に向けては、自主性や個性を尊重した人材の育成や、生きがいの創造が重要です。

このため、児童生徒の個性を伸ばすことのできる教育環境の整備と、地域資源や特性を生かした学習支援を進めます。また、多様で多彩な教育・文化活動や国際交流を積極的に行うことのできる環境づくりを推進します。

そして、男女がともに歩み、その個性と能力を十分発揮できる「男女平等社会」の実現を目指します。

(2) 自然と共に歩むまち

山や川などの豊かな自然環境は、地域の大きな特色・魅力であり、貴重な財産です。

このため、河川改修の整備など、憩いと潤いのある自然環境を保全・活用し、自然と共生するまちづくりを目指します。

また、恵まれた自然環境を守り、河川の水質を浄化するために、下水道事業の整備を推進します。

21世紀に躍動する賑わいのあるまち

(1) 地域の産業を活性化し、働く場を創出する元気なまち

地域の活力の維持・強化に向けては、地域の産業の育成が土台であり、新たな産業を振興することが重要となります。

そのため、地域にある多彩な資源を活かすとともに、多様な連携による独創的な産業づくりや、積極的な企業誘致を進めます。

また、これからの地域を担う人材の育成に努め、求人・求職情報のネットワーク化を推進します。

(2) 市民参加による信頼のまち

地方分権の時代を迎え、市民と行政が一体となったまちづくりが求められ、市民参加型行政の構築が重要となっています。

このため、地域におけるコミュニティ活動を支援し、積極的な情報公開・広報広聴活動を通して市民と行政の信頼関係を強化します。

3. 地 域 別 整 備 方 針

新市将来都市像の実現を目指し、合併効果を最大限に発揮しなければなりません。そのためには、広域的な視点から計画的で秩序ある土地利用を行う必要があります。新市将来構想においては、適正な土地利用を目的として、おおよその地域別役割分担を示します。

・ いきいき賑わいゾーン

市街地を中心として、多くの商業施設やニット等の工場が集積し、さらに福祉・医療、体育・文化の中心的施設により人々の交流を図ります。

そして、よりその効果が発揮されるよう主要幹線道路の整備を進めます。

・ 企業誘致ゾーン

I T（情報技術）革命に対応した情報通信ネットワークを整備し、工業団地をものづくりの拠点として、企業誘致を積極的に進めます。

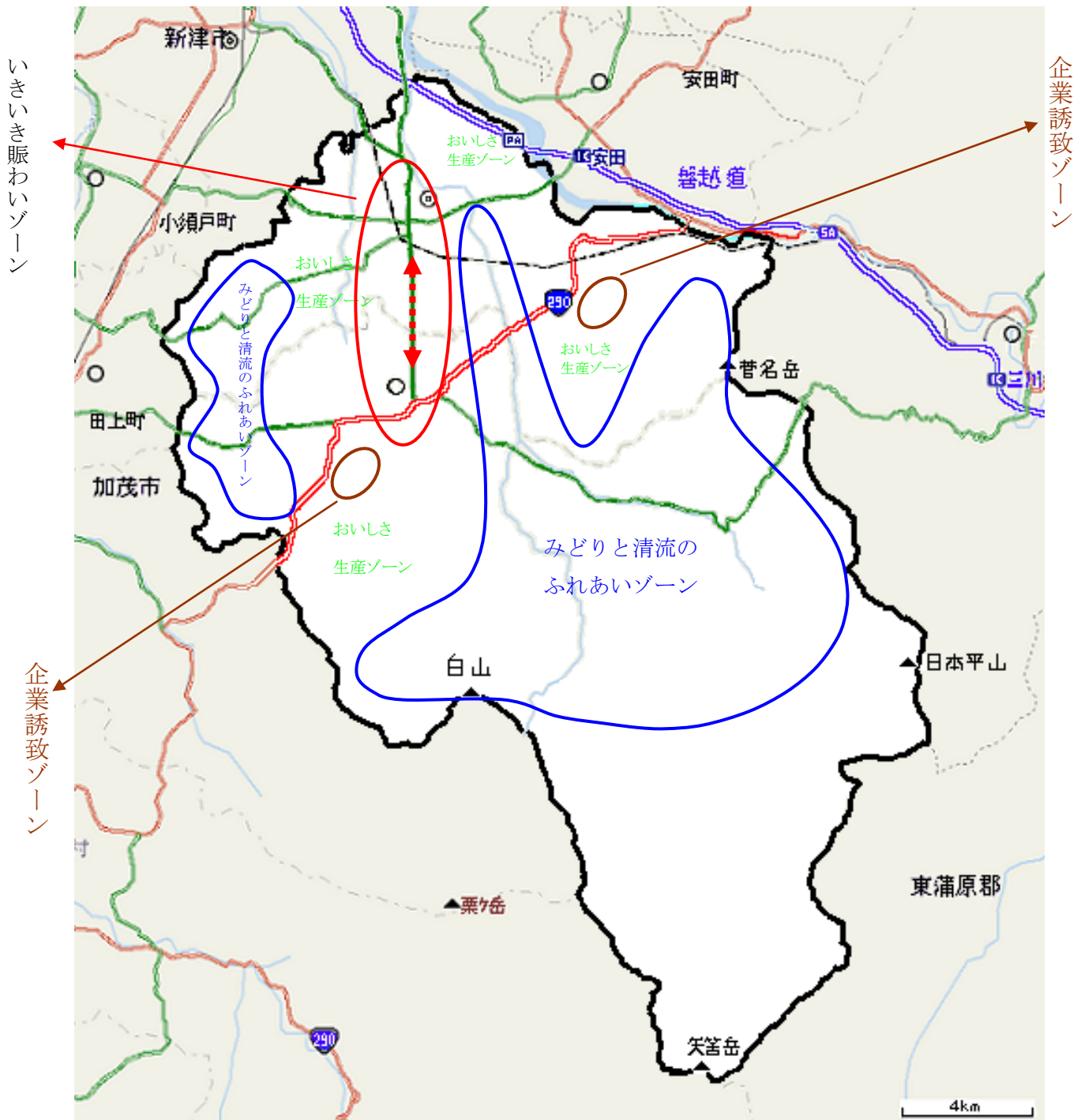
・ おいしさ生産ゾーン

5, 3 0 0 h a を超える優良な農地を有する新市においては、農業を主要産業の1つと位置付け、安全な食料供給産業の基盤の確立を図ります。

- ・ みどりと清流のふれあいゾーン

里山や清流などの豊かな自然環境の保全に努め、憩いと潤いのある自然の活用を図ります。

新市のゾーン



Ⅳ 基本目標に基づく基本計画

1. 思いやりと健康を大切にするまち

(1) 健康増進・介護予防の推進

急速な高齢化の進行により、超高齢化社会が到来し、65歳以上の高齢者が3割を超えています。そして、認知症や寝たきりになる高齢者が増加し、それに伴う財政需要も増大することは避けられません。

そのため、生活習慣病の一次予防と二次予防が必要となります。

① 健康づくりの推進

若年期からの健康づくりを推進し、市民自らが継続して健康増進・維持を図るため、筋力アップや転倒骨折予防の運動指導事業を実施し、医療費削減と介護予防を推進します。

② 介護予防事業の推進

高齢者が地域社会の中で健康で楽しく生活していくため、それらを支援する施設を整備し、要介護状態への進行を予防する各種事業を実施します。

(2) 子育て支援の充実

近年、共働き世帯の増加や核家族化などから、3歳未満児保育、長時間保育、一時保育や子育て相談などの多様なサービスの提供が求められています。

そのため、市民参加による子ども・子育て支援事業計画や母子保健計画に基づき、各種の子育て支援の充実を図ることが重要となります。

① 子育て支援センターの整備

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援など育児支援を行うことを目的とする「子育て支援センター」を整備します。

② 保育サービスの充実

子どもの最善の利益のため、子育て支援センターや子育てサークル等と連携

し、保育園を中心とした多様な保育サービスが提供できるよう、保育環境の整備に努めます。

(3) 地域福祉の推進

団塊の世代が高齢期を迎えることで、今後、高齢化が急速に進んでいきます。そのような中、現在の公的サービスだけでは十分に応えることができない状況が予測されます。そこで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域住民やボランティア・NPO(民間非営利団体)と協働して、共に生活できるまちづくりを目指す必要があります。

そのためには、地域福祉計画の策定が必要であり、同計画及び健康増進計画等に基づき各種事業を実施していくことが重要です。

① 地域ケア体制の推進

基幹型・地域型在宅介護支援センターの機能を強化し、地域住民やボランティア・NPOなど関係団体と連携し、地域ケア体制を整備します。

② ボランティアセンターの充実

支え合い、思いやりの心を育てるまちをつくるため、地域住民活動やボランティア・NPO活動を支援するボランティアセンターを充実し、市民自らが助け合うシステムづくりを進めます。

(4) 障がい者施策の推進

身体や知的、精神に障がいのある人が、障がいのない人と同じように、地域社会の中で生活できるノーマライゼーションの理念の実現に向けた地域社会づくりが必要です。

そのためには、障がい者計画に基づき総合的な障がい者施策を推進することが重要となります。

① 地域生活の支援

関係機関との連携を強化し、グループホームの設置、相談支援やホームヘル

プ等の生活支援の充実を図ります。

② 障がい者支援施設の整備

障がい者が自宅から近い支援施設を利用しながら、安心して地域で生活することのできる環境を整備します。

(5) 具体的施策

施 策 名	事 業 の 概 要
健康増進・介護予防の推進	お茶の間サロン運営事業 地域分散型サテライトケア構築事業 老人福祉センター整備事業 いきいきシニアプラザ整備事業
子育て支援の充実	子育て支援センター整備事業 保育園整備事業
障がい者施策の推進	障がい者地域活動支援センター整備事業

2. 安心して快適な生活が送れるまち

(1) 道路・交通網の整備促進

新市は、磐越自動車道の新津・安田両インターチェンジに程近い利便性を活かし、道路相互の機能分担と連携強化による効率的なネットワークを形成するため、幹線道路などの計画的・重点的な整備を図る必要があります。

また、誰もが安心して移動できる歩行者空間のネットワーク化や冬期間における円滑な移動の確保を図るとともに、公共施設と公共交通網の空白地域間の総合的なバスサービス体制を整備することが重要となります。

① 幹線道路等の整備促進

五泉地域と村松地域を結び一体性を確保するため、主要地方道新津村松線や県道五泉停車場石曾根線などの幹線道路の整備促進を図ります。

また、円滑な交通を確保するため、国道290号や主要地方道新津村松線などの幹線道路とそれらを補完する道路網の整備により、交通の利便性を図るとともに、各地域の生活道路の整備を促進し、ネットワーク化を推進します。

② 交通安全の確保

子どもや高齢者・障がい者が安心して歩けるよう歩道の整備やバリアフリー化を進めます。

また、雪により交通に支障をきたす地域においては、それを解消するため、消雪パイプの整備を進めます。

③ 公共交通体系の整備

公共交通機関を必要としている全ての人が、バスや乗合タクシー、JRなどを使って気軽に出かけることができる、利便性の高いまちを目指します。

そのため、赤字路線バスへの支援や、新たな公共交通の運行支援を行っていきます。

(2) IT活用による市民サービスの高度化

市民サービスを高度化していくためには、広域化する地域をくまなくサポー

トすると同時に、市民との協力体制を構築し、あわせて限りある財源と職員を有効活用する手段として、ＩＴ（情報技術）の活用が重要となります。

そのためには、地域情報化基本計画に基づき情報通信基盤を整備していく必要があります。

① 情報通信ネットワークの整備

市民生活の安全性・利便性の向上及び市民ニーズに対応した施策の実施を図るため、ＩＴ革命に対応した情報通信ネットワークの整備を進めます。

（３）安全な水の供給

上水道の管路については、石綿管の更新率が県平均を大幅に下回っているため、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震等の災害に強い水道管路の整備を図るとともに、両市町の配水管の接続により水需要の柔軟な対応と災害時のライフラインを安定させる必要があります。

① 石綿管の更新と新設ループ化

災害に強く、安定した水道水を供給するため、石綿管を更新し、新設ループ（環状）化を図ります。

② 簡易水道施設の整備

クリプトスポリジウム対策として、簡易水道の浄水施設を整備し、より安全な水道水を供給します。

（４）救急体制や消防・防災活動の強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・災害対応体制の見直しを進め、地域の特性に対応した各種訓練の充実、災害危険箇所のチェックなど防災対策の推進を図るとともに、市民の生命と財産の保護を第一とした迅速かつ的確な救急・消防・防災活動を行う必要があります。

① 救急体制の強化

救急処置範囲の拡大に伴い、より一層の救命率を向上させるため、救急救命

士の継続養成を行い、救急活動の充実を図ります。あわせて、救急自動車及び救急救命資機材を整備します。

② 緊急通報指令装置の整備

緊急時に備え、救急体制・消火活動の強化を図るため、緊急通報指令装置を整備します。

③ 緊急通報ネットワークの整備

異常気象や災害発生時に緊急通報し、災害時における被害を最小限に抑えるため、地域住民に情報を提供する防災行政無線を整備します。

④ 消防水利の充足

地域の消防・防災対応力を強化するため、消火栓や耐震性貯水槽を整備して、消防水利の多元化と充実を図ります。

また、震災に対応した飲料水兼用型耐震性貯水槽を設置することによって、初期消火及び避難住民の飲料水の確保を図り、防災機能を強化します。

(5) 住宅建設の促進

高齢化の進行に伴い、住宅のバリアフリー化を求められています。また、若者世帯などの需要にも対応して、老朽化が進んだ市営住宅の整備が望まれています。

① 市営住宅の建設

若者から高齢者までそれぞれの需要に応じた市営住宅の建設により、人口定住の促進を図ります。

(6) 具体的施策

施 策 名	事 業 の 概 要
道路・交通網の整備促進	主要幹線道整備事業 アクセス道路整備事業 生活道路整備事業 消雪パイプ整備事業 歩道整備事業 福祉バス運行事業
I T活用による市民サービスの高度化	情報基盤整備事業
安全な水の供給	上水道老朽管更新事業 配水施設整備事業 簡易水道浄水施設整備事業
救急体制や消防・防災活動の強化	防災体制整備事業 救急救命士育成事業 消防活動基盤整備事業 水防公園整備事業
住宅建設の促進	市営住宅建設事業

3. 豊かな人間性をはぐくむまち

(1) 地域資源や特性を生かした教育環境の整備

学校においては、基礎的な知識や技能を習得させるとともに、児童生徒の個性を伸ばす教育が求められています。

また、貴重な自然、産業や伝統文化等から学ぶことのできる地域学習活動を推進していく必要があります。

① 学校教育施設の整備

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす生活の場であると同時に地域住民の応急避難所としての役割を果たすため、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災機能の充実強化を行う必要があります。耐震設計基準を満たしていない学校施設や老朽化している校舎等については、改修や改築を計画的に進めます。

また、地産地消を取り入れて、安全で安心な学校給食の提供と食教育の充実などを目的に学校給食施設の整備を図ります。

② 地域の人材を生かした学校教育の推進

児童生徒がいきいきと学ぶ教育活動を推進していくため、豊かな知識や技能を持った地域の人々との交流学习を学校教育に生かします。

(2) 生涯学習・スポーツ施設の整備充実の促進

多様で多彩な教育・文化活動を積極的に行うことのできる環境づくりのためには、生涯学習施設の整備充実を促進することが重要です。

また、地域住民が希望するスポーツ活動を行うことができるよう、施設の提供と指導員の配置や団体育成が求められています。

① 生涯学習施設の整備

既存の生涯学習施設は、老朽化しているため、拠点となる生涯学習施設として生涯学習センターを建設します。

また、どの地域に住んでいても学習活動ができるよう、図書館、公民館等の学習施設の整備充実を促進します。

②生涯スポーツ活動の推進

健康の保持増進と体力の向上を推進し、スポーツ振興を図るため、体育館や陸上競技場を整備します。

(3) 国際交流の推進

国際交流においては、相互理解と相互交流が重要です。そのため、諸外国の異なる文化等についての理解や交流を深めるよう、地域の外国人との交流を推進し、外国語による実践的なコミュニケーション能力を育成していく必要があります。

① 国際理解の推進

国際化が進む現代において、グローバルな視点に立った人づくりや組織づくりが求められています。

そのため、市民の国際理解を深めるとともに、中学生の海外派遣や国際文化交流を積極的に推進します。

② コミュニケーション能力育成の推進

外国語指導助手（ALT）等を活用して、実践的な外国語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。

(4) 男女平等社会の推進

男女平等社会の実現は、新市の発展を考えるうえで、最も重要な課題の一つであり、男女が対等な構成員として、その個性と能力を発揮することができる社会の実現が不可欠です。

① 男女共同参画推進条例による推進

性別による差別のない社会の実現に向けて、男女共同参画推進条例に基づき、平等なまちづくりを進めます。

(5) 具体的施策

施 策 名	事 業 の 概 要
地域資源や特性を生かした 教育環境の整備	公立学校施設整備事業 公立学校給食施設整備事業
生涯学習・スポーツ施設の整 備充実の促進	生涯学習センター建設事業 図書館整備事業 スポーツ施設整備事業

4. 自然と共に歩むまち

(1) 自然環境の保全・活用

新市は、県立自然公園内の白山をはじめとする山地及び丘陵地などの緑地環境や、阿賀野川、早出川、能代川などの水環境に恵まれています。

これらの地域の大きな特色・魅力である豊かな自然を守り、次代に引き継ぐため、自然環境の保全・活用に努める必要があります。

① 公園の整備

豊富な自然環境を活用し、歴史資源や自然資産を生かした公園・緑地の整備を進めます。

② 河川整備の促進

まちの原点である水と緑を大切にしながらその良さを活用したまちづくりを進めるため、市民が親しむことができる河川整備を促進します。

③ 能代川水辺サイクリングロードの整備

自然豊かな水辺を活用し、近隣施設と有機的に結ばれた地域交流・情報発信ができるサイクリングロードの整備を促進します。

(2) 下水道整備の推進

水質汚濁防止法では、生活排水対策が市町村の責務であると規定され、新市においても、下水道の整備計画に基づく事業の着実な推進が求められています。

① 下水道施設の整備

下水道整備を積極的に推進し、快適な住環境づくりと河川の水質浄化に努め、自然と調和した住み良いまちをつくれます。

(3) 地域資源循環型社会の形成

新市においては、国のエネルギー政策や県の新エネルギー導入促進に関する取組みを踏まえ、豊かな環境の保全と地球にやさしい地域資源循環型社会の構築が必要です。

① 新エネルギー導入の推進

資源を大切にする省エネルギーを推進するとともに、太陽光、風力、小水力など地域にある新エネルギーを有効活用します。

(4) 具体的施策

施 策 名	事 業 の 概 要
自然環境の保全・活用	公園整備事業
下水道整備の推進	下水道施設整備事業

5. 地域の産業を活性化し、働く場を創出する元気なまち

(1) 地域産業の活性化・高度化支援

地域の特色を生かした地場産業は、地域経済や雇用など地域の活力を支える大切な存在となっていますが、経済のグローバル化などに伴い、厳しい状況にあります。

このため、販路拡大や新技術の研究開発等への支援が求められています。

① 観光拠点施設の建設

地域の産業と観光施策等の連携で、農業・商業・工業の振興を目指します。

そのため、地場産品等の販売・PRと豊かな自然を生かした観光の拠点となる施設を建設します。

② 農業の振興

農作業の効率化と営農コストの削減を図り、安定的な農業経営の確立を目指すため、ほ場整備等の農業農村整備を推進します。

また、「食」と「農」の結びつきを強め、小中学校給食等に地場農産物を活用するなど「地産地消」を推進することによって、農業の振興を図ります。

そして、新潟大学農学部フィールド科学教育研究センターとの連携を図り、先端技術を地域振興に活用します。

③ 魅力ある商店街づくりの推進

商店街の空き店舗を交流・憩いの場として提供し、各種催しやイベントを共催・支援することにより地域の発展と商業の活性化を図ります。

(2) 新たな産業の振興

少子高齢社会で安心して豊かに生活するため、これからの産業政策として、福祉産業の育成が重要となります。

また、21世紀対応型の企業誘致を進めるためには、IT(情報技術)基盤の整備が求められています。

① 福祉産業の育成

特別養護老人ホーム、デイサービスセンター等の施設整備をはじめ、商店街との連携による「生きがいデイサービス」や農業協同組合等による「配食サービス」など多様な連携により、福祉産業を育成します。

② 企業誘致の推進

市民の働く場を創出するため、工業団地等のＩＴ環境を整備し、企業誘致活動を積極的に推進します。

（３）雇用政策の推進

雇用対策法では、すべての地方公共団体に雇用施策を講じるべき努力義務が課せられ、国・県と一体になった地域の雇用対策が求められています。

① 求人・求職情報の提供

ハローワークと連携して、新市の公共施設から求人・求職情報をパソコンで検索できるよう、ネットワーク化を図ります。

② 職業訓練の推進

資格取得や技能取得のため、パソコン教室など各種講座を開設します。

（４） 具体的施策

施 策 名	事 業 の 概 要
地域産業の活性化・高度化支援	産業振興センター建設事業 商店街活性化事業 県営ため池等整備事業（河川工作物応急対策） 県営中山間地域総合整備事業（戸倉地区） 県営ため池等整備事業（砥の窪） 県営かんがい排水事業（仙見川地区）

6. 市民参加による信頼のまち

(1) 市民と行政の協働

地域コミュニティ（自治組織）は地域活動の基本であり、要です。

それぞれの地域において、住民がより暮らしやすく、より幸せになるため、地域に合わせた「まちづくり」が求められています。

また、地方分権時代を迎え、市民と行政が一体となって、多様で個性あふれる地域社会を作り上げる必要があります。

①主体的な「まちづくり」活動の支援

地域コミュニティが、ボランティア団体やNPOと連携・協力して、主体的に環境、福祉などの「まちづくり」活動を進められるよう支援します。

②パートナーシップによるまちづくりの推進

新市における各種事業計画の策定から評価までのそれぞれの過程において、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを進めます。

③情報公開・広報広聴活動の推進

情報公開・広報広聴活動を積極的に推進し、市民と行政が情報を発信・共有することにより、コミュニケーションを深めるとともに、信頼関係を築いていきます。

(2) 具体的施策

施 策 名	事 業 の 概 要
市民と行政の協働	現庁舎整備事業

V 新市における県事業の推進

1. 事業の推進

合併後の地域の一体感を高め、新市将来構想の将来都市像を実現するため、建設計画に掲げられた県事業の積極的な推進を要望していくとともに、事業推進に向けて関係機関との連携を図ります。

VI 公共施設の適正配置と整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、長期的視野に立って、地域の特性や地域間のバランスを考慮し、あわせて、健全財政を堅持しながら適正配置と整備を進めます。

なお、合併に伴い支所となる庁舎については、住民のための窓口サービスが低下しないよう十分配慮し、電算システムの統合でネットワーク化を図るなど必要な機能の整備を進めます。

Ⅶ 財政計画

歳入

単位:百万円

区分	年度別決算額									年度別計画額											合計
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
地方税	4,783	5,332	5,297	5,169	5,236	5,156	5,321	5,355	5,154	5,201	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	5,156	103,564
地方譲与税	708	278	266	247	241	236	221	210	202	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	4,809
各種交付金	806	719	672	660	657	620	579	601	598	974	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224	19,126
地方交付税	6,389	6,117	6,415	6,709	7,045	6,969	7,328	7,269	7,169	7,076	6,801	6,766	6,814	6,918	6,818	6,818	6,818	6,818	6,818	6,818	136,693
分担金及び負担金	327	349	347	360	343	352	349	349	361	372	372	372	372	372	372	372	372	372	372	372	7,229
使用料及び手数料	294	282	274	246	190	178	175	174	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	3,865
国庫支出金	1,070	1,156	1,387	2,779	2,475	2,226	1,565	2,232	2,561	2,251	1,964	1,856	2,072	1,919	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	38,913
県支出金	790	921	965	1,116	1,210	1,252	1,546	1,265	1,179	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940	20,584
財産収入	35	29	13	14	17	5	8	23	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	312
繰入金	46	256	156	260	59	25	13	86	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,041
繰越金	448	433	316	294	501	666	800	858	200	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	8,366
諸収入	1,293	1,389	1,514	1,651	1,471	1,340	1,195	1,054	1,062	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	1,059	23,618
地方債	2,192	2,234	2,203	2,745	3,426	3,807	3,276	4,329	4,752	4,458	2,412	1,673	2,041	2,532	2,406	2,106	2,106	2,106	2,106	2,106	55,016
合併特例債	1,085	876	1,045	1,545	1,305	1,410	732	1,055	2,547	2,187	0	0	380	1,473	119	0	0	0	0	0	15,759
歳入合計	19,181	19,495	19,825	22,250	22,871	22,832	22,376	23,805	23,563	23,066	20,663	19,781	20,413	20,855	20,610	20,310	20,310	20,310	20,310	20,310	423,136

歳出

単位:百万円

区分	年度別決算額									年度別計画額											合計
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
人件費	4,687	5,099	4,622	4,504	4,101	3,942	3,841	3,698	3,946	3,907	3,847	3,907	3,827	3,808	3,698	3,698	3,698	3,698	3,698	3,698	79,924
扶助費	1,841	2,026	2,046	2,153	2,870	3,058	3,080	3,150	2,758	3,143	3,173	3,203	3,233	3,263	3,293	3,293	3,293	3,293	3,293	3,293	58,755
公債費	2,417	2,483	2,643	2,702	3,284	3,670	3,277	3,723	3,236	2,355	2,514	2,469	2,670	2,761	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980	58,084
物件費	2,248	2,424	2,397	2,703	2,548	2,745	2,646	2,594	3,367	2,870	2,892	2,892	2,892	2,892	2,892	2,892	2,892	2,892	2,892	2,892	55,462
維持補修費	208	225	257	322	319	491	361	273	329	477	481	481	481	481	481	481	481	481	481	481	8,072
補助費等	1,334	1,278	1,354	2,241	1,412	1,267	1,213	1,287	2,081	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516	1,516	30,143
繰出金	2,172	2,181	2,235	2,419	2,488	2,475	2,586	2,581	2,270	2,843	2,858	2,831	2,881	2,881	2,881	2,881	2,881	2,881	2,881	2,881	52,987
積立金	406	308	400	304	683	311	551	551	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,526
投資及び出資金	2	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	25
貸付金	949	1,068	1,145	1,317	1,199	1,091	945	826	866	867	867	867	867	867	867	867	867	867	867	867	18,943
普通建設事業費	2,484	2,086	2,427	3,083	3,300	2,981	3,017	4,113	4,708	5,086	2,513	1,613	2,044	2,384	2,000	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	52,339
合併特例事業	1,337	1,307	1,408	2,365	1,740	1,981	847	1,448	3,233	2,496	48	20	400	1,550	1,030	0	0	0	0	0	21,210
歳出合計	18,748	19,179	19,531	21,749	22,205	22,032	21,518	22,797	23,563	23,066	20,663	19,781	20,413	20,855	20,610	20,310	20,310	20,310	20,310	20,310	418,260